

相模鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（加算運賃）
の上限設定認可申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

平成31年3月12日（火） 10時30分～11時30分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志（会長）、河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

< 国土交通省 >

鉄道局：上手鉄道サービス政策室長、柵橋旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良、北村

4. 議事概要

鉄道局が、相模鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請に関して、加算運賃制度の概要等について説明した。

運輸審議会委員からは、

加算運賃は、基本的に資本費コストを回収するまで取り続けることができるということだが、本事案は、本事業に対する国と地方自治体の補助金も返還することが原則という話を聞いた。一方で、加算運賃の廃止は、会社の経営判断でできることになっており、もし、回収率が75%や85%になったときに加算運賃を止めるということになれば、国や地方自治体は返還してもらう充てが無くなるのではないか。

そもそも、国交省の補助金で返してもらうことを前提としたスキームはあるのか。

等についての意見・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

補助金交付要綱において、機構が全額償還した後に利益が出れば、補助

金総額に達するまで国及び自治体に納付するという事になっているが、その前段階において、関係者で施設使用料についてを協議することになる。

地下鉄に関する補助金等がある。補助金等適正化法第7条第2項で、各省庁の長は、相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、国に納付すべき旨の条件を付すことができるということになっており、この原則に基づいている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。